

第 106 期 中 間 決 算 公 告

平成 23 年 12 月 16 日

千葉市中央区千葉港 1 番 2 号

株式会社 千葉銀行

取締役頭取 佐久間 英利

中間連結貸借対照表 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	356,402	預 金	9,063,241
コ－ルローン及び買入手形	69,771	譲 渡 性 預 金	225,992
買 現 先 勘 定	29,993	コ－ルマネー及び売渡手形	18,319
買 入 金 銭 債 権	33,879	債券貸借取引受入担保金	48,064
特 定 取 引 資 産	279,926	特 定 取 引 負 債	32,516
金 銭 の 信 託	28,894	借 用 金	173,290
有 価 証 券	1,865,519	外 国 為 替	415
貸 出 金	7,493,147	社 債	40,000
外 国 為 替	2,427	そ の 他 負 債	89,127
そ の 他 資 産	100,595	退 職 給 付 引 当 金	19,375
有 形 固 定 資 産	96,358	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	201
無 形 固 定 資 産	10,092	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	689
繰 延 税 金 資 産	45,208	ポ イ ン ト 引 当 金	421
支 払 承 諾 見 返	89,621	特 別 法 上 の 引 当 金	17
貸 倒 引 当 金	47,110	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	15,158
		支 払 承 諾	89,621
		負 債 の 部 合 計	9,816,453
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	145,069
		資 本 剰 余 金	123,377
		利 益 剰 余 金	363,494
		自 己 株 式	12,158
		株 主 資 本 合 計	619,782
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,320
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,772
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,548
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	4,455
		新 株 予 約 権	155
		少 数 株 主 持 分	13,880
		純 資 産 の 部 合 計	638,274
資 産 の 部 合 計	10,454,728	負 債 及 び 純 資 産 の 部 計	10,454,728

中間連結損益計算書 (平成 23 年 4 月 1 日から)
(平成 23 年 9 月 30 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		118,127
資 金 運 用 収 益	73,914	
(うち貸出金利息)	(63,310)	
(うち有価証券利息配当金)	(9,762)	
信 託 報 酬	0	
役 務 取 引 等 収 益	20,046	
特 定 取 引 収 益	848	
そ の 他 業 務 収 益	3,635	
そ の 他 経 常 収 益	19,681	
経 常 費 用		80,629
資 金 調 達 費 用	6,011	
(うち預金利息)	(3,177)	
役 務 取 引 等 費 用	7,795	
そ の 他 業 務 費 用	1,055	
営 業 経 費	43,502	
そ の 他 経 常 費 用	22,263	
経 常 利 益		37,498
特 別 利 益		7
固 定 資 産 処 分 益	7	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	0	
特 別 損 失		303
固 定 資 産 処 分 損	302	
減 損 損 失	0	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		37,202
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,352	
法 人 税 等 調 整 額	5,051	
法 人 税 等 合 計		13,403
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益		23,799
少 数 株 主 利 益		328
中 間 純 利 益		23,470

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 9社
会社名

- ・株式会社総武
- ・ちばぎんアカウントティングサービス株式会社
- ・ちば債権回収株式会社
- ・ちばぎんハートフル株式会社
- ・ちばぎん保証株式会社
- ・ちばぎんジェーシービーカード株式会社
- ・ちばぎんディーシーカード株式会社
- ・ちばぎんリース株式会社
- ・ちばぎん証券株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名

- ・ちばぎんコンピューターサービス株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 4社
会社名

- ・ちばぎんコンピューターサービス株式会社
- ・ちばぎんキャピタル株式会社
- ・ちばぎんアセットマネジメント株式会社
- ・株式会社ちばぎん総合研究所

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社
主要な会社名

- ・ひまわりグロース1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

開示対象特別目的会社（2社）に関する事項につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債

務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,737百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6．退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

7．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9．ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行並びに連結される子会社及び子法人等が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込み額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

10．特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、ちばぎん証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

11．外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

12．リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。また、貸手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっておりま

す。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

当行では、上記(1)(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 3,475百万円
2. 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,929百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,921百万円、延滞債権額は85,431百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,439百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は51,541百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は145,335百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,558百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 642,529百万円

貸出金 98,119百万円

担保資産に対応する債務

預金 21,509百万円

債券貸借取引受入担保金 48,064百万円

借入金 139,690百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券172,579百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は74百万円、保証金は6,217百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,957,245百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,883,982百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

この他に、総合口座取引における当座貸越未実行残高が989,305百万円あります。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 93,019百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 33,000 百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 36,800 百万円であります。
15. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国際統一基準） 14.13%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 6,913 百万円、償却債権取立益 1,618 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 4,818 百万円、株式等償却 9,133 百万円を含んでおります。
3. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 23,050 百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額（*1）
(1) 有価証券 その他有価証券	1,851,134	1,851,134	-
(2) 貸 出 金 貸倒引当金（*2）	7,493,147 43,651		
	7,449,495	7,560,154	110,659
資 産 計	9,300,630	9,411,289	110,659
(1) 預 金	9,063,241	9,064,837	1,595
(2) 譲渡性預金	225,992	225,994	2
負 債 計	9,289,233	9,290,831	1,598
デリバティブ取引（*3） ヘッジ会計が適用されていないもの	991	991	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,523)	(1,523)	-
デリバティブ取引計	(532)	(532)	-

（*1）差額欄は評価損益を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は取引金融機関から提示された基準価格等によっております。

自行保証付私募債は、市場金利に予測デフォルト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、国内株式及び国内投資信託については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等により時価を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に予測デフォルト率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)、商品関連取引(商品スワップ等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(1)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)(*2)	8,095
投資事業組合等出資金 (*3)	2,814
合 計	10,909

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について67百万円減損処理を行っております。

(*3) 投資事業組合等出資金は、組合財産が主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1 . 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種 類	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	7,130	7,163	33
	うち外国債券	-	-	-
	小 計	7,130	7,163	33
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国 債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	その他	10,166	10,086	79
	うち外国債券	-	-	-
	小 計	10,166	10,086	79
合 計		17,296	17,250	45

2 . その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種 類	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	58,181	42,176	16,004
	債券	1,231,362	1,216,683	14,678
	国債	744,184	736,645	7,538
	地方債	276,531	271,641	4,889
	社債	210,646	208,396	2,249
	その他	115,456	113,417	2,038
	うち外国債券	107,133	105,159	1,974
	小 計	1,404,999	1,372,278	32,721
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	59,837	75,019	15,181
	債券	228,998	231,033	2,035
	国債	160,463	162,131	1,667
	地方債	32,469	32,526	57
	社債	36,066	36,376	310
	その他	157,298	175,067	17,768
	うち外国債券	113,140	115,130	1,989
	小 計	446,134	481,120	34,985
合 計		1,851,134	1,853,399	2,264

3 . 減損処理を行った有価証券

有価証券 (売買目的有価証券を除く。) で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、9,209 百万円 (うち株式 9,133 百万円、社債 76 百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ 30% 以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ 50% 以上下落又は、時価が取得原価に比べ 30% 以上 50% 未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 23 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	3,474	3,474	0	0	-

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	716 円 11 銭
1 株当たり中間純利益金額	26 円 80 銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	26 円 78 銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 74 百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第 2 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 9 名、執行役員 9 名、計 18 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注 1)	普通株式 343,600 株
付与日	平成 23 年 7 月 20 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成 23 年 7 月 21 日から平成 53 年 7 月 20 日まで
権利行使価格(注 2)	1 円
付与日における公正な評価単価(注 2)	446 円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1 株当たり換算して記載しております。

(重要な後発事象)

当行及び当行連結子会社のちばぎん証券株式会社(以下「ちばぎん証券」という。)は、平成23年10月1日を効力発生日として、当行を完全親会社、ちばぎん証券を完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は以下のとおりです。

(1)取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容	名 称	ちばぎん証券株式会社
	事業の内容	証券業

企業結合日 平成23年10月1日

企業結合の法的形式 当行を完全親会社、ちばぎん証券を完全子会社とする株式交換

結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更ありません。

その他取引の概要に関する事項

金融商品の高度化、お客さまのニーズの多様化などにグループ一体となって適時・的確に対応し、意思決定を一層迅速化することを目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(3)子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価	4,999百万円	(内訳)自己株式	4,950百万円
		取得に直接要した費用	49百万円

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(イ)株式の種類別の交換比率 当行普通株式 0.5株 : ちばぎん証券普通株式 1株

(ロ)交換比率の算定方法

株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当行は野村証券株式会社を、ちばぎん証券はフロンティア・マネジメント株式会社を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し算定を依頼しました。かかる算定結果を参考に、当行及びちばぎん証券で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ハ)交付株式数 8,625千株

発生した負ののれんの金額及び発生原因

(イ)発生した負ののれんの金額 3,408百万円(暫定値)

(ロ)発生原因 結合当事企業にかかる当行持分額と取得原価との差額による。